

滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づく興行(映画)の推奨について

滋賀県青少年の健全育成に関する条例第8条の規定に基づき、平成25年10月18日付で下記の興行(映画)を青少年に有益な興行(映画)として推奨しました。

記

推奨番号	平成25年度 第1号
種類	映画
題名	キタキツネ物語－35周年リニューアル版－
製作	柳内光子
配給	アスミック・エース株式会社
推奨理由	本作品は、厳しい大自然を生き抜くキタキツネの家族への愛情や絆を描いたものであり、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づく推奨に関する認定基準に該当するものとして、青少年の健全な育成を図るうえで有益であると認める。